

「自家用有償旅客運送に係る規制緩和」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの平成27年10月14日付指摘・確認事項に対する国土交通省の回答

【指摘・確認事項1について】

- 自家用車の活用にあたっては、事業運営による公共交通との適切な役割分担・連携を図るため、既存事業者と自家用有償運送を行う者が共に意思決定に加わる必要がある。

【指摘・確認事項2について】

- 旅客の運送を事業性のあるビジネスとして行う以上、安全性等について、全国どこであっても運送事業者として同一レベルの責任を負う必要があると考える。
- 自家用車により他人を輸送することは、事業運営による旅客運送が確保できない場合に例外的に認められるべきものであり、よって非営利を前提としている。

【指摘・確認事項3について】

- 一般旅客自動車運送事業について、安全性の基準は、全国一律であるべきと考えている。

【指摘・確認事項4について】

- 自家用有償運送について、事業性のあるビジネスとしてではなく、CSR活動の一環として行われることをどのように担保するか等について検討する必要があると考える。例えば、実費の範囲内では対価を収受しないなど、外形的に営利を目的としない活動であることが明らかであることが必要であると考えている。

以 上